主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人丸山郁三の上告理由について。

借地法六条の規定は、その要件を満たす事実が存在するかぎり、これに適用され、 その適用回数についてなんら制限がないものと解するのが、相当であつて、所論の ように、同条の適用を一回に限定する根拠はない。これと同旨の見解のもとに上告 人らの請求を排斥した原審の判断は正当であり、引用の判例は本件に適切でなく、 論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸		盛	_